

坂監公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年11月27日

坂出市監査委員 吉田耕一

坂出市監査委員 大藤匡文

(別紙)

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告

1. 公益社団法人坂出市シルバー人材センターの監査

第1 監査の概要

1. 監査の対象

公益社団法人坂出市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行ならびに福祉事務所ふくし課（以下「ふくし課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

財政援助の名称及び金額

| | |
|---------------------|------------|
| （1）坂出市シルバー人材センター交付金 | 9,000,000円 |
|---------------------|------------|

2. 監査の実施期間

令和7年9月11日から令和7年11月14日まで

3. 実施した監査手続

シルバー人材センターの上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、シルバー人材センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、ふくし課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1. シルバー人材センターの概要

（1）設立目的(定款第3条)

定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。（昭和63年5月9日設立）

（2）事務所所在地

坂出市入船町一丁目7番18号

(3) 組織(令和7年6月10日現在)

役員は14名で、その内訳は理事長1名、副理事長1名、理事10名、監事2名である。

(4) 実施事業(定款第4条で定めている事業)

- ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ・ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- ・ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- ・ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- ・ 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- ・ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. シルバー人材センターの監査結果

シルバー人材センターに関する補助金等は適正に処理されており、財政援助に係る出納その他の事務も、適正に執行されているものと認められた。

また、事業については計画に従って実施されているが、事務に関して、別記のとおり監査委員の意見を付するものである。

今後とも、設立の趣旨に沿った事業に鋭意取り組むとともに、法令等を遵守し、より一層適正な事務・事業の執行に努められたい。

3. 監査委員の意見要望

①持続可能な運営体制の構築について

今後も市と十分協議していくことで、事業を縮小することなく、就業機会や会員の拡大を図り、高齢者の生きがいの充実や健康維持・増進に努められるよう望むものである。

②会員の技能獲得について

除草班、剪定班とともに会員の減少により、新規の業務受注の場合は業務着手を遅らせているとのことであり、作業の発注量に対して、作業可能な会員数が少ないことが課題となっている。そのような状況の中で、技能講習会を実施する等の取組で、徐々に草刈りの受注を多く受けられる体制が整えられていることについては大いに評価できる。引き続き、発注者が要望する就業のメニューに対応できるように、

業務を希望する会員の技能獲得に努めていただきたい。

③作業場所における熱中症対策について

会員の就業に関する熱中症対策については、塩分補給タブレットと熱中症予防啓発チラシの配布や、発注者との協議によって作業時間帯を早朝の涼しい時間帯にシフトすること等で、事故への注意喚起に取り組むことができている。引き続き、会員の一人ひとりが安全に安心して働ける環境づくりに努めていただきたい。

4. ふくし課の監査の結果

ふくし課におけるシルバー人材センターに対する上記の交付金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、少子高齢化が急速に進行し、人材不足が深刻化する中で、シルバー人材センターの役割は非常に大きくなっている。市も大型事業を控えており財政状況の厳しい中ではあるが、引き続き、シルバー人材センターに対する確実な交付金の確保に努められるよう望むものである。